

東洋学園大学 公的研究費不正防止に関する基本方針

平成 27 年 3 月 26 日策定

東洋学園大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）を踏まえ、公的研究費の管理・監査に関して不正防止計画を策定、実施することにより、公的研究費の適正な運営及び監査体制の徹底を図る。

1. 責任体制

①最高管理責任者：学長

【役割】機関全体の競争的資金等の運営・管理について、統括し最終責任を負う。

②統括管理責任者：副学長

【役割】最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ

③コンプライアンス推進責任者：部学部長、研究科長、センター長、統括管理責任者より委嘱された者

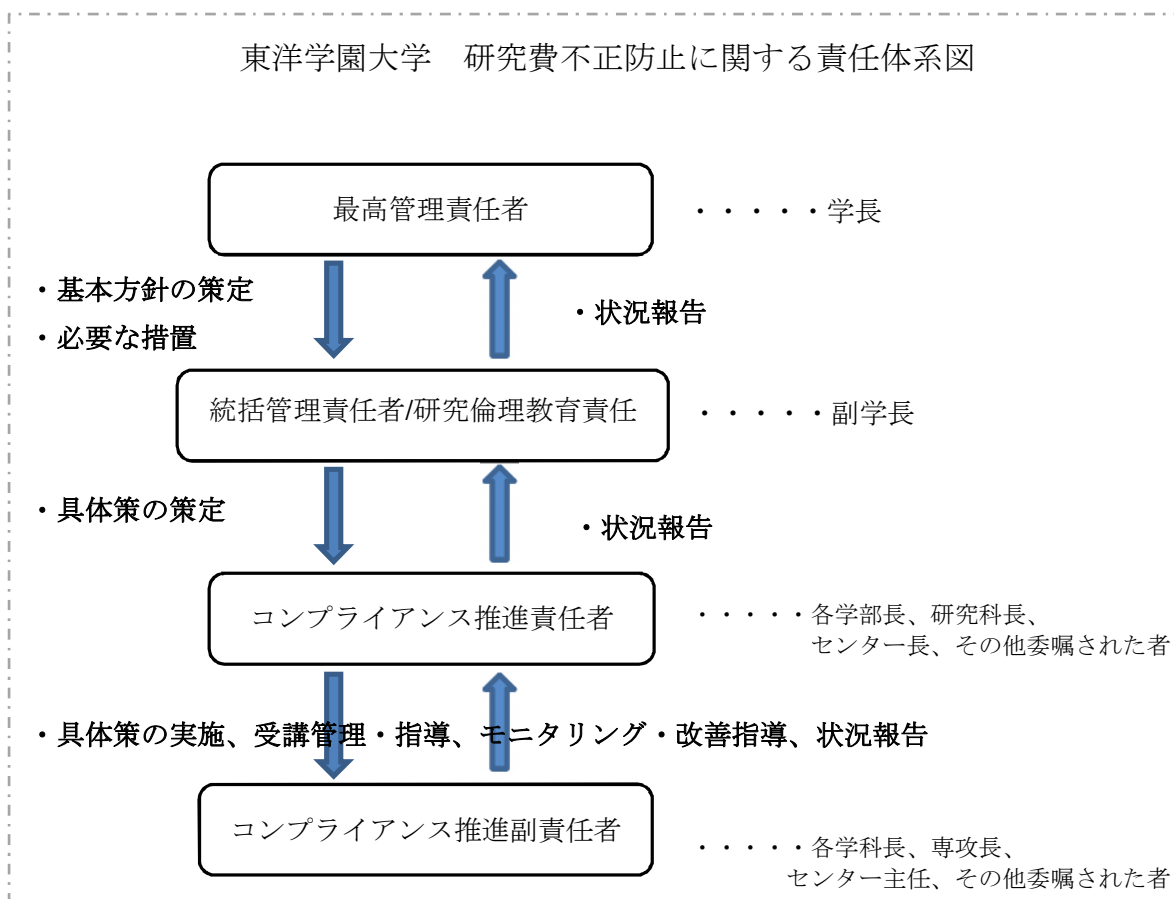
【役割】機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ

④コンプライアンス推進副責任者：各学科長、専攻長、センター主任、コンプライアンス推進責任者より委嘱された者

【役割】コンプライアンス推進責任者を補佐し、実質的な管理・指導等を行う

⑤研究倫理教育責任者：副学長

【役割】広く研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施する



2.不正防止計画

本学は以下のとおり不正防止計画を実施する。なお、必要に応じて計画の見直しを行う。

①機関内の責任体制及びルールの周知

- ・機関内における責任体制、不正行為への対応手順等を周知するため、公的研究費のマニュアル内、公式ホームページへの掲載等で周知徹底する。
- ・学内説明会を定期的で開催し、公的研究費に関するルールを周知する。研究倫理教育は原則として5年に1回開催する。新規採用があった場合は、都度個別に説明会を行い、研究倫理に関する理解を深める。
- ・公的研究費と学内研究費との使用方法で混同がおきるため、公的研究費使用マニュアル内で、学内研究費との相違点を列挙して、使用方法をより明確に示す。

②物品の発注、検収の厳格化

- ・1個10万円を超える物品を発注する際は、研究者による発注を不可とした。事務部門による適正価格の調査をした上で、事務局より発注を行い、納品物の検収、物品登録を行う。
- ・研究者が購入した物品は全品検収とし、事務局による検収を受けることを支払の条件とする。

③雇用に関する管理

- ・各研究室でのアルバイト従事者の勤務実態を把握するため、履歴書・業績等の書類提出のほか、法令順守の誓約書を年度毎に徴収する。

④予算執行状況の管理

- ・年度末に物品購入が集中するため、予算執行状況を管理部門（企画部、経理部）で定期的に把握し、執行が遅れている研究者に対し、研究計画の進捗状況をヒアリングする。
- ・不要な物品購入を避けるため、研究費の繰り越し・返還等の制度を周知する。

⑤取引業者への対応

- ・特定の研究室のみに取引実績のある業者について、企業情報をチェックし、10万円を超える物品に関しては、事務担当者より発注、納品の確認、備品番号による管理を徹底する。
- ・公式ホームページ等で、不正行為を行った取引業者への対応を掲載する。